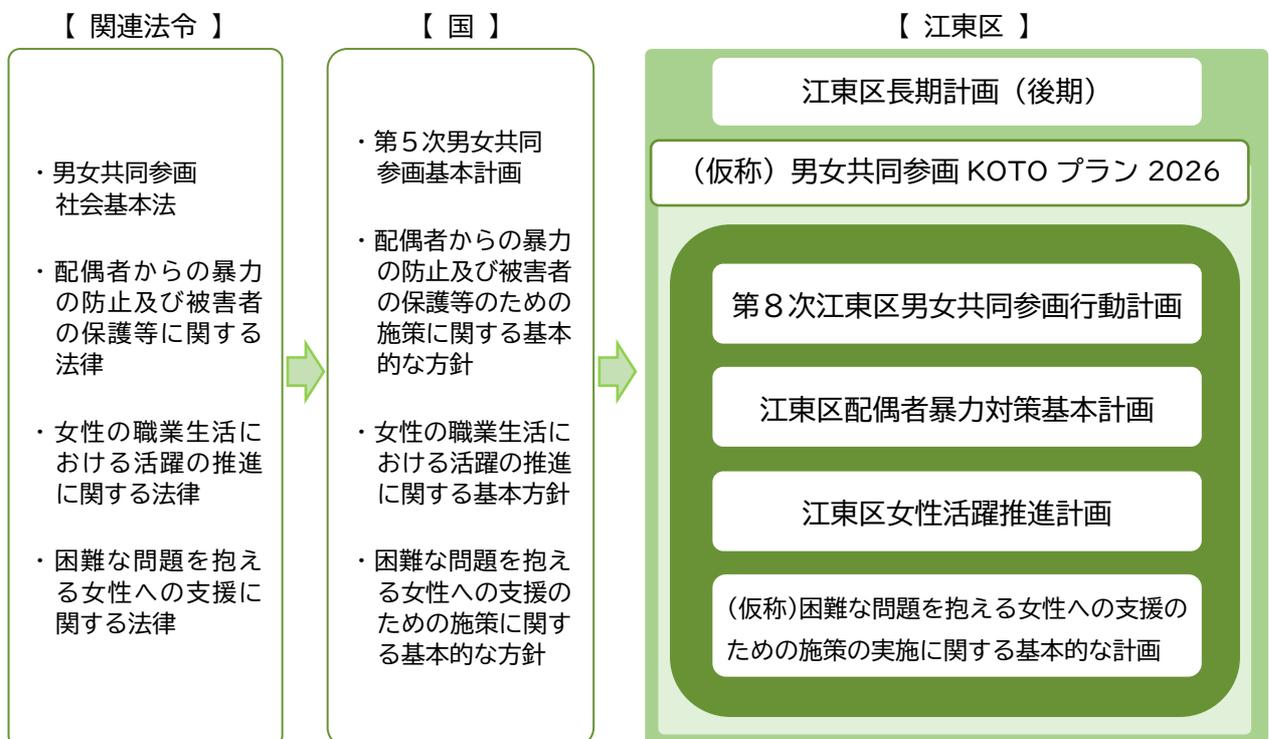


(仮称) 男女共同参画 KOTO プラン 2026 の策定について

1 計画の概要

第 7 次江東区男女共同参画行動計画「男女共同参画 KOTO プラン 2021」(令和 3～7 年度)の計画期間が終了するため、これまでの進捗状況や意識実態調査の結果、社会情勢等を踏まえた新たな計画を策定する。

新たな計画は「江東区長期計画(後期)」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「江東区男女共同参画条例」(以下「条例」という。)第 8 条第 1 項に規定する行動計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に規定する基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に規定する推進計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に基づく基本計画を包含する。



2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 策定体制

(1) 江東区男女共同参画審議会

条例第16条第1項の規定により、区長の附属機関である男女共同参画審議会に諮問し、計画内容について審議する。

(2) 庁内検討組織

「江東区男女共同参画推進行政会議」において計画内容の審議を行う。

4 策定スケジュール（予定）

令和7年	5月	男女共同参画審議会への諮問
	12月	所管委員会へ計画（素案）の報告 パブリックコメントの実施
令和8年	2月	男女共同参画審議会にて計画（案）の答申
	3月	所管委員会へ計画（案）の報告 計画策定